

土砂基準(土壌の汚染)

| 項目 | 溶出基準 | 含有量基準 |
|-------------------|--|---------------------------------|
| 1 クロロエチレン | 検液 1Lにつき0.002mg以下であること | — |
| 2 四塩化炭素 | 検液 1Lにつき0.002mg以下であること | — |
| 3 1,2-ジクロロエタン | 検液 1Lにつき0.004mg以下であること | — |
| 4 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.1mg以下であること | — |
| 5 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.04mg以下であること | — |
| 6 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1Lにつき0.002mg以下であること | — |
| 7 ジクロロメタン | 検液 1Lにつき0.02mg以下であること | — |
| 8 テトラクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.01mg以下であること | — |
| 9 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1Lにつき 1 mg以下であること | — |
| 10 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1Lにつき0.006mg以下であること | — |
| 11 トリクロロエチレン | 検液 1Lにつき0.03mg以下であること | — |
| 12 ベンゼン | 検液 1Lにつき0.01mg以下であること | — |
| 13 カドミウム及びその化合物 | 検液 1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること | 土壌 1 kgにつきカドミウム 150mg以下であること |
| 14 六価クロム化合物 | 検液 1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること | 土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること |
| 15 シアン化合物 | 検液中にシアンが検出されないこと | 土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること |
| 16 水銀及びその化合物 | 検液 1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと | 土壌 1 kgにつき水銀 15mg以下であること |
| 17 セレン及びその化合物 | 検液 1Lにつきセレン0.01mg以下であること | 土壌 1 kgにつきセレン 150mg以下であること |
| 18 鉛及びその化合物 | 検液 1Lにつき鉛0.01mg以下であること | 土壌 1 kgにつき鉛 150mg以下であること |
| 19 砒素及びその化合物 | 検液 1Lにつき砒素0.01mg以下であること | 土壌 1 kgにつき砒素 150mg以下であること |
| 20 ふっ素及びその化合物 | 検液 1Lにつきふっ素0.8mg以下であること | 土壌 1 kgにつきふっ素 4,000mg以下であること |
| 21 ほう素及びその化合物 | 検液 1Lにつきほう素 1 mg以下であること | 土壌 1 kgにつきほう素 4,000mg以下であること |
| 22 シマジン | 検液 1Lにつき0.003mg以下であること | — |
| 23 チオベンカルブ | 検液 1Lにつき0.02mg以下であること | — |
| 24 チウラム | 検液 1Lにつき0.006mg以下であること | — |
| 25 ポリ塩化ビフェニル | 検液中に検出されないこと | — |
| 26 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと | — |

※土砂基準・・・埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準